

精神保健福祉審議会 原委員からの質問への回答

問 1

県立がんセンターの昨年度の入院患者居住地データおよび外来患者居住地データがあれば次回審議会までにお示しください。

答 1

県立がんセンターとしては入院患者と外来患者を分けた居住地データは公表しておりませんが、がん新規登録患者数の居住地データについては、令和4年度年報において、別添のとおり公表しております。

(<https://www.miyagi-pho.jp/mcc/media/r4nenpou.pdf>)

精神保健福祉審議会 草場委員からの質問への回答

問 2

前々回の審議会において、下記に関する当職の発言について反論されたことについて次回、証言の付き合わせを行います。実際患者さんに説明する場に立ち会った職員の氏名及び職名を全て教示してください。この点を当職がゆるがせにすることはないとご認識ください。

答 2

保健福祉部内の職員が以下の体制で対応しました。

1 日目：保健師 3 名、事務職 2 名

2 日目：保健師 2 名、事務職 2 名

問 3

当初予定せれた聴取期間において意見を述べるために当初の診療予定日を早めたにもかかわらず、聴取期間は予定と違い2日間で終了したとのことですが、①早期に終了された理由と判断決定者を教示してください。②このような期間短縮をどのように総括されているか開示してください。③角藤院長がどのように総括しているか、見解を書面で提出いただき審議会の議事を迅速に進めるために事前の書面提出を促してください。

答 3

当初、回答率が低いものと想定し、回収数100件を目標に実施しましたが、精神医療センター職員の御協力と通院患者様の御理解により、一日目で100件を超えたことから、通院患者様の負担軽減を図るとともに、その後の集計・分析作業を優先することとし、保健福祉部の組織判断により2日間で終了したものです。

なお、この件に関して、角藤院長からは以下のとおり回答を頂いております。

・今回のアンケートは、実施方法について事前に当院と県がすり合わせを行ったものの、あくまでも県が実施したアンケートであるため、コメントする立場にありません。

問 4

がんセンター隣地に移転する計画について、基本設計が作成された段階で、市街化調整区画との関係の行政手続等全ての諸手続についてスケジュール検討されていると思います。基本設計書作成と一緒に起こわれた諸手続の成果を全て提出してください。これは早急に提出をお願いします。次回の審議会に当職の移転案の資料作成を検討する必要があるので急ぎます。

答 4

当時、想定しておりましたスケジュールは別添のとおりです。

問 5

がんセンター建築時の、スケジュール表と実際の工程表を提出してください。隣地への移転の時間予測するための資料でありますから、これも急いでください。

答 5

30年以上前の資料であり、資料の存在の有無を含め、県立病院機構に確認しております。

問 6

富谷移転候補地について、沼の埋め立て地であると聞いております。地盤の堅固さについての調査結果はどのような調査がなされているでしょうか。

答 6

候補地である明石台土地区画整理事業地については、事業者により、宅地造成の基準に基づいた盛土計画により施工されております。

旧調整池の一部のコンクリート擁壁と堤体が、盛土の滑りを補強するものとして撤去されずに活用されていますが、盛土部分のごく一部の底地部分に残存しているのみで、位置も特定できており、杭打ち等病院整備に支障をきたすものではないことは富谷市を通して確認をしています。

なお、旧調整池が存在したのは、移転用地の西側一部であり、病院施設の整備は切土部分を含む旧調整池等にかからない部分において、十分可能と考えています。

精神保健福祉審議会 草場委員からの要望

要望 1

村井知事の「謝罪文？」の処理について早急に回答されたい。

答 1

別添のとおりです。

要望 2

がんセンター隣地に精神医療センターを移転計画実施のために遂行された名取市や宮城県土木関係の機関との間でなされた意見交換ないし決定事項（スケジューリングを含む）についての一切の資料を提出されたい。これは、私が主張しているがんセンター隣地への移転案を採用した場合に要する時間は富谷移転案とさほどの違いがないことを明らかにするための資料です。

答 2

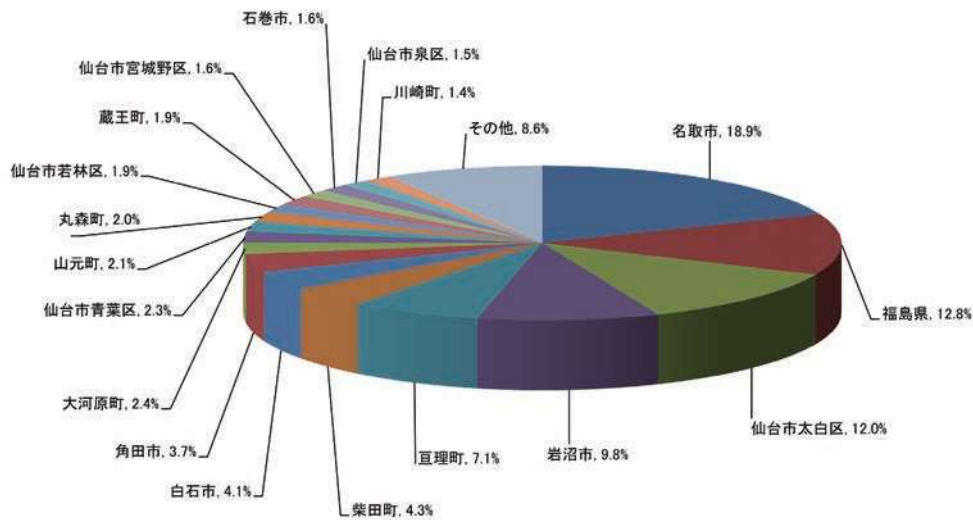
関係書類が膨大であり、当時、関係当局との調整、交渉を行っておりました県立病院機構と、対象文書の確認を進めており、別途対応いたします。

3. 新規登録患者の性別・市区町村別状況

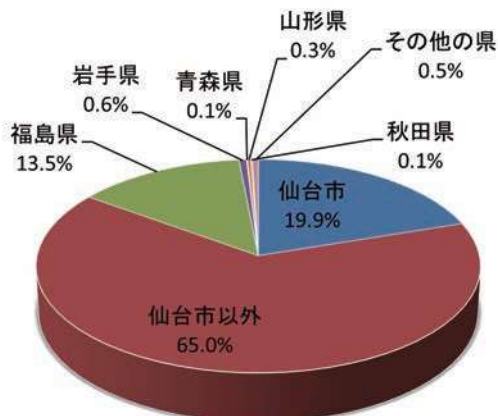
(令和4年4月～令和5年3月)

市区町村名	男	女	統計	構成比
仙台市太白区	195	148	343	12.0%
仙台市若林区	24	31	55	1.9%
仙台市青葉区	35	30	65	2.3%
仙台市宮城野区	22	24	46	1.6%
仙台市泉区	24	19	43	1.5%
名取市	276	265	541	18.9%
岩沼市	146	134	280	9.8%
柴田町	66	57	123	4.3%
亘理町	108	95	203	7.1%
角田市	44	63	107	3.7%
白石市	64	53	117	4.1%
山元町	38	23	61	2.1%
大河原市	28	40	68	2.4%
丸森町	31	26	57	2.0%
蔵王町	28	26	54	1.9%
石巻市	22	23	45	1.6%
川崎市	24	16	40	1.4%
村田町	18	16	34	1.2%
大崎市	11	9	20	0.7%
多賀城市	10	10	20	0.7%
塩竈市	11	8	19	0.7%
東松島市	3	9	12	0.4%

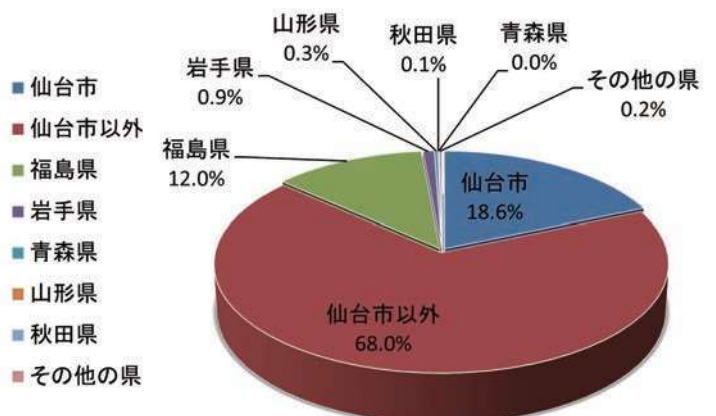
市区町村名	男	女	統計	構成比
登米市	10	4	14	0.5%
気仙沼市	6	9	15	0.5%
利府町	5	6	11	0.4%
栗原市	8	7	15	0.5%
七ヶ浜町	2	7	9	0.3%
加美町	1	0	1	0.0%
松島町	3	2	5	0.2%
富谷市	6	6	12	0.4%
南三陸町	2	0	2	0.1%
大郷町	0	1	1	0.0%
七ヶ宿町	1	0	1	0.0%
美里町	1	2	3	0.1%
大和町	2	1	3	0.1%
涌谷町	1	1	2	0.1%
女川町	0	2	2	0.1%
大衡村	2	0	2	0.1%
福島県	203	162	365	12.8%
岩手県	9	12	21	0.7%
青森県	1	0	1	0.0%
山形県	4	4	8	0.3%
秋田県	2	1	3	0.10%
その他の都道府県	7	3	10	0.3%
総計	1,504	1,355	2,859	100.0%



— 男 —



— 女 —



宮城県立精神医療センター建替工事スケジュール

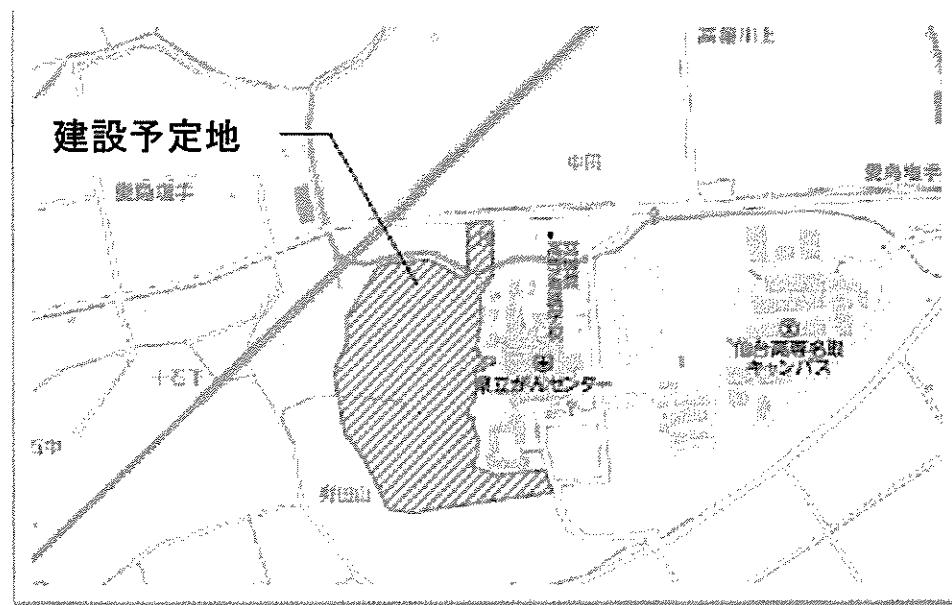
H27.3.10

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
用地取得		測量・調査 地形測量 地質調査 環境調査	用地 丈量測量 平面決定 交渉・契約			
行政手続		協議・認可 事業認定 建築附帯 農地転用 環境許可等				
埋蔵文化財		発掘調査				
設計		基本設計	実施設計			
建設工事				造成工事	建築工事	完成 引渡 開院

宮城県立精神医療センター

建替事業説明会

資料



平成27年3月10日（火）

【連絡先】

地方独立行政法人宮城県立病院機構

本部事務局予算経営課 渡邊 または 大友

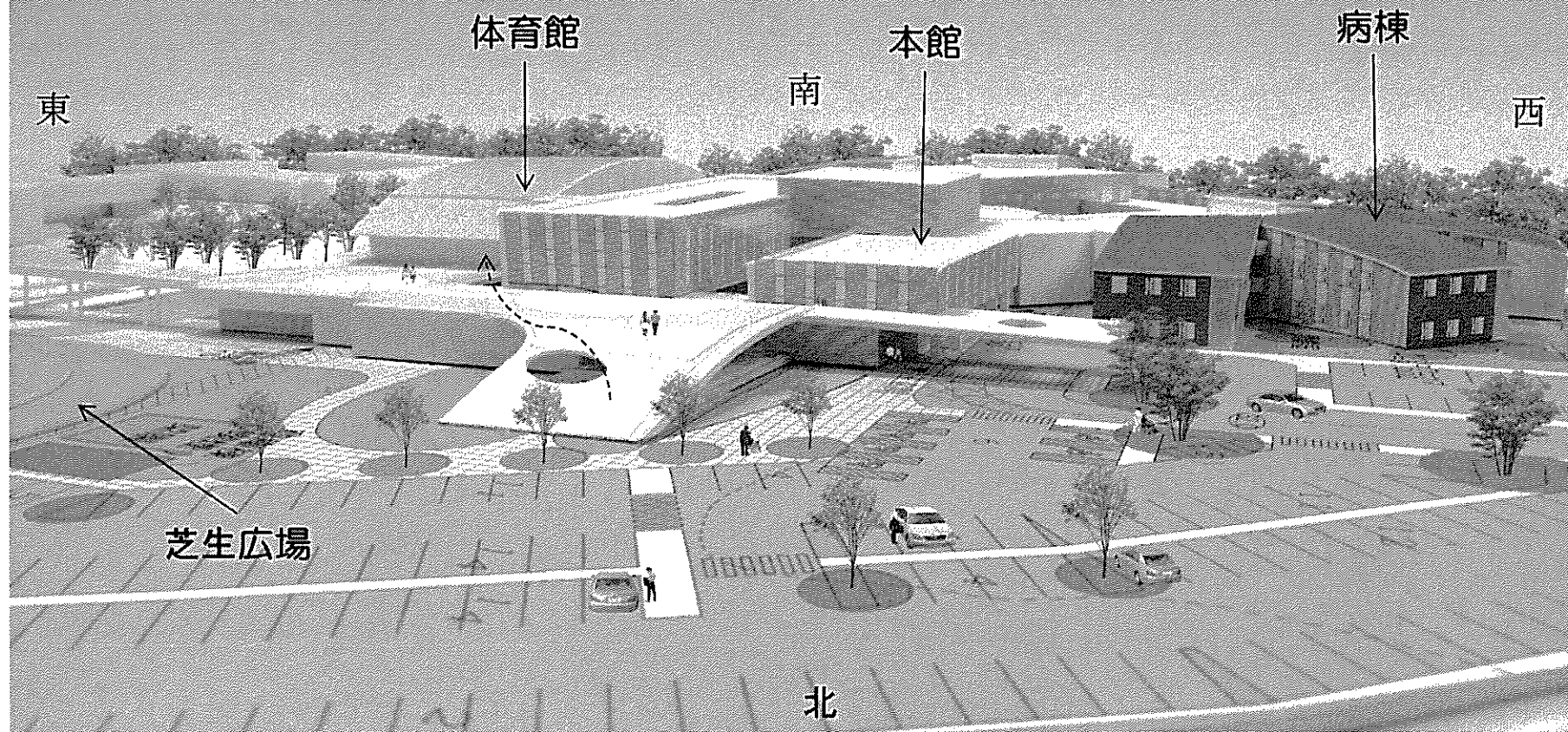
電話：022-796-1044 FAX：022-796-1046

宮城県立精神医療センター事務局 高橋 または 伊澤

電話：022-384-2236 FAX：022-384-9100

地方独立行政法人 宮城県立病院機構

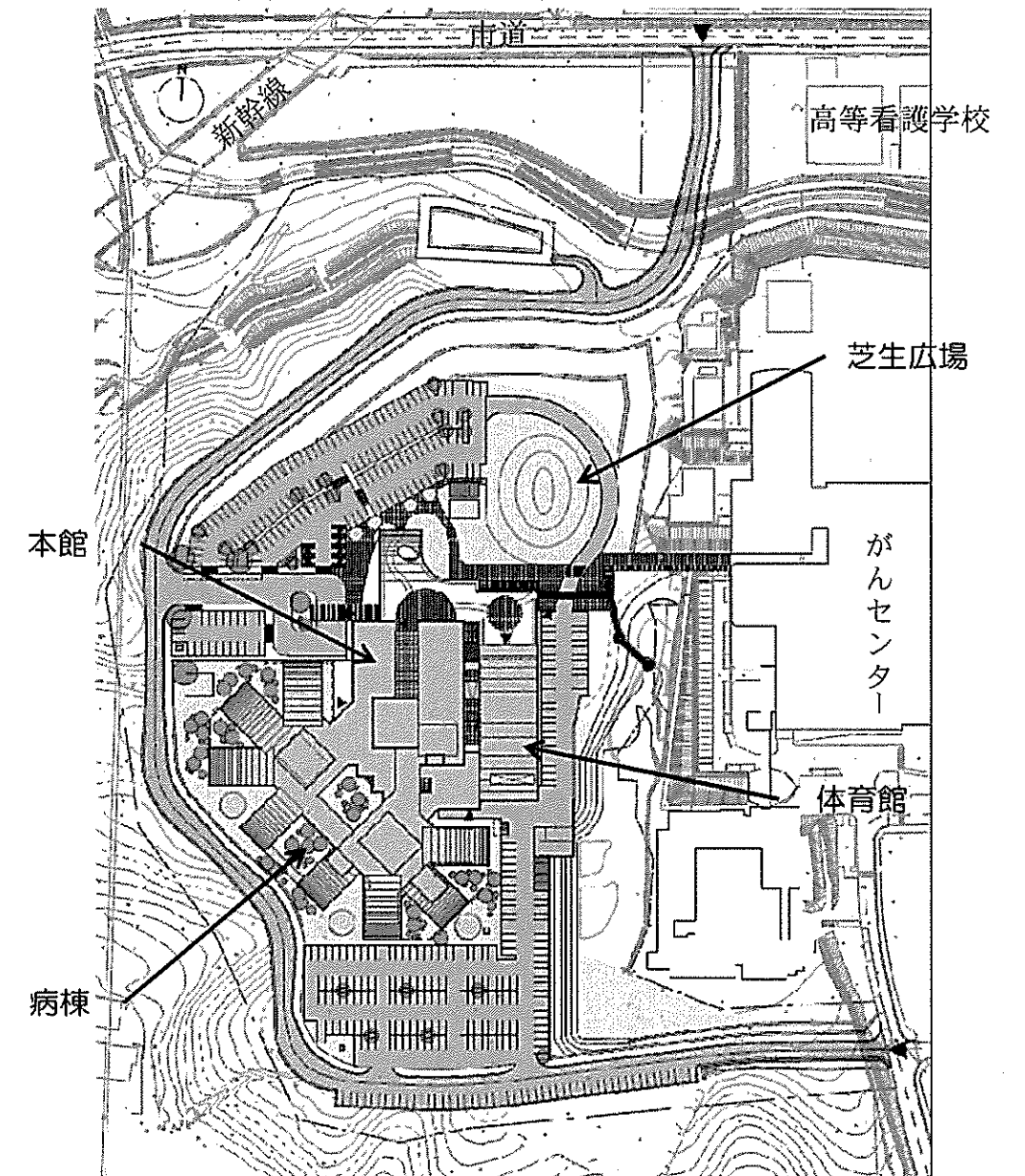
宮城県立精神医療センター新病院 イメージ模型写真



新病院の概要

建設予定地：	宮城県名取市愛島塩手字野田山 (宮城県立がんセンター西側)
敷地面積：	約60,000㎡
構造・規模：	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上3階
建物高さ：	約17m
延床面積：	約16,000㎡
建築面積：	約7,500㎡
病床数：	220床
階層構成：	1階 外来診療, 検査部門, 厨房, 病棟96床 2階 リハビリ諸室, 体育館, 病棟94床 3階 管理諸室, 病棟30床

宮城県立精神医療センター新病院 平面図



設計のコンセプト

- 病棟は、全室個室としながらも、ラウンジなど共用スペースを設けることで患者さんが、お互いの距離感を自ら選択できる空間とします。
- 外来部門は、明るく開放的なアトリウムを設け、地域に開かれた空間としながらも、少し入り込んだところに待合室を設けるなど、患者さんのプライバシーに配慮した空間とします。
- 体育館や芝生広場を地域の方々に開放し憩いと交流の場とするとともに、災害時には地域の避難所とすることも想定します。



別添

令和5年10月26日

宮城県精神保健福祉審議会会長 殿

宮城県精神保健福祉審議会事務局
(宮城県保健福祉部精神保健推進室)

宮城県精神保健福祉審議会富田会長と村井知事の面会における知事の発言に
ついて

令和5年9月21日に行われました標記における知事の発言の要旨は、別紙のとおりで
す。

担 当 保健福祉部精神保健推進室
精神保健推進班
電 話 022-211-2518
ファクシミリ 022-211-2597
E-mail seishin-se@pref.miyagi.lg.jp

8月31日に開催された審議会での私の発言は、政策決定過程においては賛成・反対の様々な意見がある中で、最終的に執行機関である知事が判断するものであり、審議会の意向に即した形にならないケースもありうるという前提のもとでお話したものです。

また、私を止めることができるのは県議会だけだとする発言についても、法令に則り、予算を含む議案についての可否を審議いただく場が県議会であるということを申し上げたものです。

9月15日の河北新報においては、東北労災病院の運営法人である労働者健康安全機構の理事長に、審議会の理解を得ることが移転合築の条件でないことを確認した旨の報道もなされております。

これらの発言等を通じて、審議会を軽視しているとの誤解を生んだとすれば、言葉足らずであった点について申し訳なく思っております。

このほか、ご指摘いただいているように、センター移転に係る議題を審議会にご説明する時期が遅かったことや、当事者からの意見聴取が十分ではなかったことなど、反省すべき点についても、心からお詫び申し上げます。

私としては、引き続き、審議会委員をはじめとした、患者や家族、関係者など現場の意見をしっかりと伺いながら、不安・懸念の解決につながるような提案と丁寧な説明に努め、精神保健福祉体制の充実に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。